幼児教育・保育無償化のご案内(認可外保育施設版)

令和元年 10 月から幼児教育・保育無償化が開始しました。お子さんの年齢、保育の必要性の有無といった 条件によって、保育料無償化の対象者、無償化される費用や無償化の上限額が定められています。

本案内の内容をよくご確認いただき、ご不明な点は下記へお問い合わせください。

【問合せ・提出先】

松本市役所こども部保育課 保育担当(窓口:東庁舎2階)

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

E-mail:jidou@city.matsumoto.lg.jp

TEL:0263-33-9856(直通) FAX:0263-34-3236

1 無償化の流れ

認可外保育施設等の無償化給付を受けるためには<mark>認定を受ける必要があります。(①)</mark>

必要書類を市役所保育課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。(詳細 p.2)

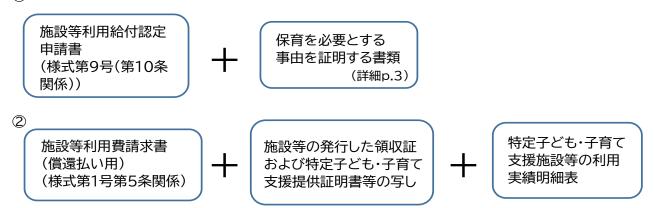
認定を受けた方は、利用料をいったん施設等へお支払のうえ、後日市に施設等利用費の請求(償還払い請求)

を行っていただきます。(②)

また、給付は上限額までとなります。(詳細 p.3)

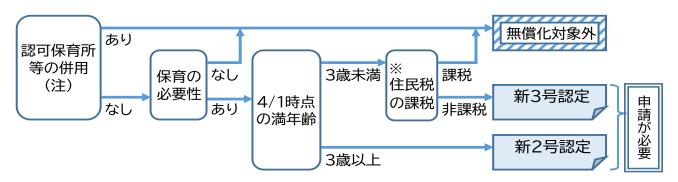
<必要書類>

1



2 支給認定について

新2号または新3号認定を受けた方が無償化の対象となります。「保育の必要性」については次ページをご確認ください。



- (注) 幼稚園等に在籍して新 2 号または新 3 号認定を受ける方のうち、在籍する施設の預かり保育の実施日数等が少ないと認められる場合は、 認可外保育施設等の利用分も(預かり保育分として)無償化の対象です。
- ※ 9~3月の認定は当年度の課税に基づき、4~8月の認定は前年度の課税に基づいて認定します。

「保育の必要性」

無償化の対象となるには、お子さんの保護者(両親)がいずれも以下に該当していることが必要です。

保育を必要と する事由	具体的内容	認定期間
就労	最低 1 ヵ月に 16 日 <u>かつ</u> 1 日に 4 時間以上労働をしている 場合	就労の終了月まで
妊娠出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合	3 歳未満: 出産月の翌月から3ヵ月まで 3 歳以上: 出産月の翌月から 12ヵ月まで
疾病·障害	疾病や障害をお持ちである場合	障害者手帳等の期限あるいは加療見込期 間まで
親族の介護・ 看護	同居または長期入院等している親族を常時介護・看護して いる場合	介護を受ける方の障害者手帳等の期限ある いは医師の診断書の加療見込期間まで
同居人以外の 介護・看護	同居以外の親族を常時介護・看護している場合	
家庭の災害の 復旧	震災等の災害の復旧に当たっている場合	必要と認められる期間まで
求職活動·起 業準備	求職活動や起業準備をしている場合	家計の主宰者以外の場合、1ヵ月 ※同一年度中に同じ理由での再認定不可
就学	家庭の外で就学している場合(職業訓練校等における職業 訓練を含む。) ※最低1ヵ月に16日 <u>かつ</u> 1日に4時間以上の就学	就学の終了月まで
虐待やDVの おそれ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると 認められる場合等	必要と認められる期間まで
育休取得中 で、既に認定 されている児 童の継続利用	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、 <u>認定されているお子さんの継続利用</u> の必要性を市が認める場合(3~5歳児(年少~年長児)等)	育児休業期間の間
その他	上記に類するものとして市が認める場合	

3 申請方法等

(1) 申請と認定開始時期

(申請時期) 利用開始日より前(できるだけ利用開始日の前月 15 日頃まで)

- ※郵送での提出可能
- ※すでに施設を利用中で未申請の方、または「保育を必要とする事由」に該当するようになった方:申請書が不備なく受領できた日からの認定。(<u>認定前に利用した分の料金は無償化されませんので、</u>お早めに申請してください。)
- ※松本市へ転入される方:申請書の受付と住民票が揃った日以降の認定。(<u>必ず施設の利用開始前に申請</u> してください。認定前に利用した分の料金は無償化されませんので、ご注意ください。)
- ※松本市に住民登録がある方で、松本市以外に所在する認可外保育施設等を利用している方は、松本市に対して申請等の 手続きを行っていただく必要があります。

(2) 無償化の対象期間

認定の有効期間内のみ

※保育を必要とする事由によって、年度の途中で有効期間が満了になる場合があります。

(3) 必要書類

- ① 施設等利用給付認定申請書(様式第9号(第10条関係))
- ②「保育の必要性」の証明書類(p.3参照)

「保育の必要性」の証明書類

就労	A 第三者の経営する会社等に勤務する方 「 ②就労証明書 」(<u>職場</u> から証明されたもの) B 自営業の方、自身や親族が経営する会社等に勤務する方、農業を営んでいる方 「 ③就労状況(予定)申告書 」(<u>就労者自身</u> が記入) ※添付資料として確定申告書や源泉徴収票、開業届等が必要です(原則、本人名義の書類)。 ※農業の場合:作付面積が水田 30a 以上または果樹・畑作 15a 以上
妊娠出産	母子健康手帳のコピー(表紙、出産予定日が確認できるページまたは出産届出済証明のページ)
疾病・障害	障害者手帳・療育手帳のコピーまたは医師による診断書(市の様式)
	※ 診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「保育できない理由」が記載されていること
親族の介護	障害者手帳(1・2級)・療育手帳の写しまたは医師による診断書(市の様式)、介護・看護状況申告書
·看護	※ 診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「介護や看護が必要な理由」が記載されていること
同居人以外	【親族の介護・看護】の必要書類に加え、要介護・要看護者の家庭内の 65 歳未満の同居人が
の介護・看護	介護・看護できないことを証明する第三者の証明書(就労証明書、診断書等)※いる場合
家庭の災害	町会の民生・児童委員による実態調査書
の復旧	
求職活動	「求職に関する申立書」(市の様式)
起業準備	「®就労状況(予定)申告書」および添付書類(店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー)
就学	学生証 または 在学証明書 のコピー
	※ 専修学校、職業訓練学校の場合は、カリキュラム等の就学時間の分かる資料を添付
虐待や DV	事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。
のおそれ	
育休取得中	育児休業期間が明記された書類(職業安定所または職場発行)

※その他該当する場合に必要な書類があります。詳細は①申請書のチェックリストをご確認ください

4 変更の届出等

(1) 変更届等

ア 変更認定の申請:変更が必要な月の前月 15 日(保育課着)までにご提出ください

(例:妊娠出産から就労への変更、加療見込期間の延長、退職等)

イ 申請内容の変更:変更が生じた場合速やかにご提出ください

(例:住所変更、離婚・再婚、出産等による世帯員増、税の更正等(新 3 号認定のみ))

(2) 現況届 年一回、認定状況に変化がないか一斉確認が必要なため、保育課から提出を依頼します。

5 施設等利用費の金額

施設等利用費は、利用者が実際に負担された施設等の利用料と、下記の上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

認定区分	利用料(月額)	無償化の対象外である費用
新2号	37,000円	通園送迎費、日用品費、
新3号	42,000円	食材料費、行事費等

- ※ 月の途中で他市町村へ転出する場合の上限額 …37,000 円×転出日までの日数÷その月の日数
- ※ 月の途中で他市町村から転入する場合の上限額 …37,000 円×認定日からの日数÷その月の日数
 - (3号の場合は37,000円を42,000円と読み替える)

(2 号談定の例)

- 例 1. 利用料(月額)が 40,000 円 ⇒ 利用者は施設等に 40,000 円をお支払いいただき、市から 37,000 円をお支払い (給付)します。(40,000 円 37,000 円 = 3,000 円が利用者の実質負担となります。)
- 例 2. 利用料(月額)が 30,000 円かだが、10 日に転出する⇒ 市から利用者にお支払いする金額は 12,330 円です。 (37,000 円×(30-20)日÷30 日=12,333…円→12,330 円(10 円未満切り捨て))

6 施設等利用費の請求手続き

- (1) 必要書類
 - ① 施設等利用費請求書(償還払い用)(様式第1号第5条関係)
 - ② 施設等の発行した領収証および特定子ども・子育て支援提供証明書等の写し
 - ③ 特定子ども・子育て支援施設等の利用実績明細表
- (2) 受付期間

通常偶数月の 1 日から 10 日までの間(土日祝日除く)に、その月の前 2 か月分の施設等利用費の請求を受付(例:4 月と 5 月利用分の請求は、6 月 1 日から 10 日の間に受付)

※郵送での提出可能

(3) お支払時期

請求から約1ヶ月以内

(請求書等の書類の内容を審査した後、施設等利用費として認められる額を請求書に記載の口座へ入金)

- ※提出書類に不備があった場合、お支払までに1ヶ月以上かかる可能性があります。
- Q & A ほかにご不明な点等がございましたら市役所保育課へお問い合わせください。

Q1:「保育を必要とする事由」の有効期間が経過した場合は、無償化の対象から外れてしまうのですか。

A1:無償化の対象外になります。他の事由に該当するとして引き続き無償化を希望する場合は、有効期間が経過する前(有効期間が満了になる月の 15 日まで)に認定の変更申請を行ってください。

Q2:公立保育園を利用中です。認可外保育施設等を併用した場合、利用料は無償化の対象になりますか。

A2:なりません。認可保育所等の保育料が無償化されるため、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外です。例外として、幼稚園等の預かり保育の実施日数等が少ないと認められる場合に、認可外保育施設等の利用料も預かり保育の上限額まで無償化の対象になります。

Q3:1日6時間、1ヶ月に15日の勤務をしていますが、「保育を必要とする事由」に該当しますか。

A3:該当しません。1日4時間、1ヶ月に16日以上の条件を<u>両方満たす</u>ことが必要です。

Q4:松本市に住んでいますが、市外の認可外保 育施設を利用しています。この場合も無償化の 対象になりますか。

A4:なります。住民票がある松本市で申請・請求手続きを行っていただく形になります。

Q5:受付期間内に請求手続きを行うことができなかった場合、どうしたらいいですか。

A5:次の偶数月にまとめて申請を行うことが可能です。(請求可能期間は、利用月から 2 年間です。)

Q6:複数の認可外保育施設等を利用しており、 一度請求手続きをした後に請求漏れに気付き ました。再度請求することは可能ですか。

A6:請求可能期間内(利用月から 2 年間)であり、月の上限額に達していなければ、追加で請求可能です。

松本市内の無償化対象の認可外保育施設

施設名	設置者	住所	TEL	入所 定員	開所時間
チャイルドハウスなでしこ	㈱ NA.EG ヤマダ	筑摩 2-8-8	25-1443	27	7:00~3:00
保育所キッズワールド	㈱ ACTIX innovation	出川町 5-4	28-7809	45	8:00~3:00
セントラル・キッズ・ガーデン	㈱ウェルライフ信州	大手 2-9-23	39-5888	25	8:00~19:00
きらの子ルーム	㈱輝コーポレーション	寿中 1-14-15	86-0086	15	8:30~18:30
託児所にじいろキッズ城西	(株)にじれあ	松本市城西 1-4-5 やすら木の家 1F	88-8694	35	8:00~8:00
信州大学おひさま保育園	国立大学法人信州大学	旭 3-1-1	37-2828	90	7:30~19:30
きらり松本市立病院園	NPO 法人 きらり	波田 4417-180	91-1980	12	7:30~20:00
相澤病院保育所 Aiすくすく	社会医療法人財団 慈泉会	本庄 2-7-13	33-8488	65	7:45~19:00
こどもの家 フェリーチ	西村 あさみ	岡田町822-1	080- 5053- 2743	10	9:30~15:30

松本市内の無償化対象の一時預かり事業等

事業の種類	施設名	設置者	住所	TEL	入所 定員	
一時預かり事業	ドンボスコ保育園	社会福祉法人 カリタスの園	元町 1-2-20	35- 5511	6	
	和敬保育園	社会福祉法人 高綱の里	島立 4883	47- 0588	5	
	山の子保育園	社会福祉法人 山の子会	里山辺 3728-3	36- 7711	3	
	幼保連携型ささべ認定こども園	学校法人 池田学園	笹部 3-13-25	50- 5343	6	
	幼保連携型認定こども園 聖十字幼稚園	学校法人 聖十字学園	開智 1-6-25	32- 4688	9	
	松本市こどもプラザ (休日保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29- 3400	_	
	(松本市公立保育園 42 園)	松本市	_	_	_	
	相澤病院病児保育室「ひだまり」	社会医療法人財団 慈泉会	本庄 2-5-1	33- 8600	4	
	梓川診療所病児保育室「ハイジ」	医療法人 梓誠会梓川診療所	梓川梓 2344-1	88-5681	8	
病児保育事業	丸の内病院病児保育施設 「わかば」	社会医療法人 抱生会	渚 1-1-16	88- 8608	10	
	まつもと医療センター病児保育 室「ひまわりハウス」	独立行政法人国立病院機構ま つもと医療センター	村井町南 2-20- 30	58- 3526	6	
病後児保育事業	松本市こどもプラザ (病後児保育)	松本市	筑摩 1-13-22	29- 3400	_	
	松本市南郷こどもプラザ (病後児保育)	松本市	横田 3-23-1	32- 6315	_	
子育て援助活動 支援事業	松本市ファミリー・サポート・ センター事業	松本市	_	34- 3308		